杉戸屏風深輪地区産業団地整備事業

環境に影響を及ぼす地域に関する基準に該当すると認める地域を記載した書類

平成 25 年 10 月

埼 玉 県 企 業 局

第１章　事業者の氏名及び住所

1-1 名　称

埼玉県企業局

1-2 代表者の氏名

埼玉県公営企業管理者　　松岡　進

1-3 所在地

埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 14 番 21 号

第２章　対象事業の目的及び概要

2-1 対象事業の名称

2-1-1 名　称

杉戸屏風深輪地区産業団地整備事業

2-1-2 種　類

複合事業（工業団地の造成、流通業務施設用地の造成）
（埼玉県環境影響評価条例施行規則　別表第一　第 19 号）

2-1-3 所在地

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字屏風、大字深輪の一部

2-2 対象事業の目的

圏央道は､首都圏 3 環状道路の一翼を担い､首都圏の道路交通円滑化に資するとともに、地域の活性化に寄与する重要な道路である。

埼玉県では、圏央道 5km 範囲内を新たな産業拠点を形成する地域として計画の上位に位置付け、圏央道開通に合わせ、工業・流通系土地利用の実現を進めている。埼玉県内での圏央道整備済み区間は、東京都との都県境である入間市から関越自動車道に接続する鶴ヶ島 JCT を経て桶川北本 IC までの区間と、東北自動車道の久喜白岡 JCT から白岡菖蒲 IC までの区間の計 2 区間である。久喜白岡 JCT 以東は平成 26 年度に開通される予定であり、沿道の拠点としては、幸手 IC（仮称）が整備予定である。

杉戸町は、その北側の約半分が幸手 IC（仮称）の 5km 範囲内にあることから、高速道路ネットワークを活かした社会資本の活用や土地の有効活用のポテンシャルが高い地域であると考えられる。これらポテンシャルを勘案し、杉戸町の総合計画、都市マスタープラン等では、町内の一部において地域経済の発展のために、将来的な工業用地としての土地利用方針が位置付けられた。

一方で杉戸町は、田畑としての土地利用が約半分を占めている。しかし近年は、農家数の減少や農業従業者の高齢化傾向に伴って遊休農地や耕作放棄地の増加、農業従業者数の不足が深刻化してきている。優良農地の維持確保や農業の担い手の育成・確保が急がれる状況である。

本事業はこのような背景を踏まえ、兼業農家にとっての農業以外の業種の雇用機会の確保と、町の活性化を担うために、杉戸町東部に位置する既成の杉戸深輪産業団地の北側の屏風深輪地区（以下「計画地」という。）において、周辺農業や美しい田園景観に配慮した工業系ゾーンの整備を図るものである。

なお、本事業は大規模な開発事業となるため、地球温暖化対策や生物多様性の保全など新たな課題に対応するよう、埼玉県環境基本計画に掲げている長期目標の一つである「環

境の保全・創造に向けて各主体が取り組む地域社会づくり」に沿い、戦略的環境影響評価制度及び環境影響評価制度を適正に運用し、地域における環境の保全に配慮する取組を推進することとする。

2-3 対象事業の実施区域

計画地は圏央道幸手 IC(仮称)の 5km 範囲内、杉戸町の北東部の泉地区に位置している。

計画地及び周辺の地形はほぼ平坦で、標高は 6.5m前後である。土地利用は概ね田で、一部住宅が点在している。

計画地は、全域が都市計画法に基づく市街化調整区域、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域に指定されている。また、計画地東側約 1km 付近に一級河川江戸川、西側約 1km 付近に一級河川中川が北から南へ流れている。さらに、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例に基づく潅水想定区域に属している。

近傍の道路網は、計画地中央を東西方向に県道西宝珠花屏風線、西側を南北方向に主要地方道松伏春日部関宿線が通っている。さらに計画地西側には国道 4 号バイパスが南北に整備されているほか、同バイパスから圏央道幸手 IC（仮称）へアクセスする都市計画道路惣新田幸手線バイパスが都市計画決定されている。(計画地の北西約 1km 付近)

2-4 対象事業の規模

計画地の規模は 23.8ha である。

2-5 対象事業の実施期間

対象事業の実施期間は、表 2.5.1 を予定している。

環境影響評価及び造成工事は、平成 28 年度までに終わらせ、平成 29 年度からは、進出企業による建築工事が開始される予定である。

表 2.5.1　対象事業計画の実施期間

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
環境影響評価	―	―	―		
造成工事			―	―	
建築工事					- - - ▶
供用開始予定					- - - ▶

第３章　環境に影響を及ぼす地域

3-1 環境に影響を及ぼす地域の基準

本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、「埼玉県環境影響評価条例施行規則」別表第二に基づき、「対象事業が実施される区域の周囲 3km 以内の地域」を基準として設定するものとする。

3-2 環境に影響を及ぼす地域

前項の基準に基づき設定した、本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、図 3.2.1 に示すとおり、以下の 3 市 2 町の一部が含まれる。

・埼玉県 北葛飾郡杉戸町
・　〃　　幸手市
・　〃　　春日部市
・千葉県 野田市
・茨城県 猿島郡境町

図 3.2.1　環境に影響を及ぼす地域